

議案第41号

千曲市歴史文化財センター条例の一部を改正する条例制定について

歴史文化財センター

千曲市歴史文化財センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年1月31日提出
千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

P 9167

条例、規則等の名称	千曲市歴史文化財センター条例の一部を改正する条例
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	
<p><u>提案理由</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・千曲市公共施設等再編計画により、歴史文化財センターが旧上山田庁舎（歴史文化財センター上山田分室）へ移転することが決定している。歴史文化財センターが上山田分室に移転するための改修工事が完了することから、移転に向け必要な改正をするものである。 	

千曲市歴史文化財センター条例の一部を改正する条例

千曲市歴史文化財センター条例（平成23年千曲市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
千曲市歴史文化財センター	千曲市上山田温泉四丁目15番地1

附 則

この条例は、令和6年5月1日から施行する。

千曲市歴史文化財センター条例（平成 23 年千曲市条例第 13 号）新旧対照表

現行	改正後（案）										
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="163 595 1108 778"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千曲市歴史文化財センター</td> <td>千曲市大字桜堂 268 番地 1</td> </tr> <tr> <td>千曲市歴史文化財センター上山田分室</td> <td>千曲市上山田温泉四丁目 15 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	千曲市歴史文化財センター	千曲市大字桜堂 268 番地 1	千曲市歴史文化財センター上山田分室	千曲市上山田温泉四丁目 15 番地 1	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1142 595 2087 778"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千曲市歴史文化財センター</td> <td>千曲市上山田温泉四丁目 15 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	千曲市歴史文化財センター	千曲市上山田温泉四丁目 15 番地 1
名称	位置										
千曲市歴史文化財センター	千曲市大字桜堂 268 番地 1										
千曲市歴史文化財センター上山田分室	千曲市上山田温泉四丁目 15 番地 1										
名称	位置										
千曲市歴史文化財センター	千曲市上山田温泉四丁目 15 番地 1										

○千曲市歴史文化財センター条例

平成23年12月22日

条例第13号

(設置)

第1条 文化財の保護と活用を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、千曲市歴史文化財センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千曲市歴史文化財センター	千曲市大字桜堂268番地1 千曲市上山田温泉四丁目15番地1
千曲市歴史文化財センター上山田分室	千曲市上山田温泉四丁目15番地1

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化財の保護及び活用に関すること。
- (2) 所蔵文化財資料の整理、収蔵及び活用に関すること。
- (3) 市史編纂資料等歴史的資料の保存に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化財等の保護について必要なこと。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、千曲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(職員)

第6条 センターに、事務職員その他必要な職員を置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、千曲市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月24日条例第2号)

この条例は、千曲市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例(平成30年12月26日条例第24号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和6年 月 日条例第 号)

この条例は、令和6年5月1日から施行する。